

中国子会社の再編・撤退（4）
- 再編 ③ 会社分割・事業譲渡 -

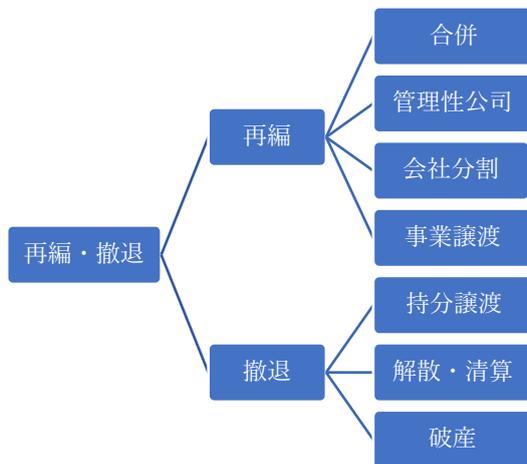
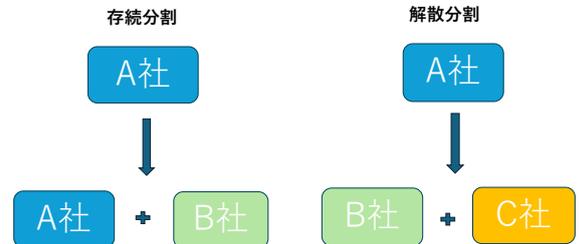


弁護士 大江橋法律事務所
弁護士 松本 亮

PROFILE

第1 はじめに

中国子会社が複数の事業を営んでおり一部の事業を切り離したいような場合、優良事業と不良事業とに分ける方法がある。具体的には①会社分割、②事業譲渡といった方法がある。これらの方法は中国子会社を再編する方法として有効である。



第2 会社分割

1 会社分割とは

会社分割とは、1つの会社を複数の会社に分割することをいう。これにより事業ごとに切り分けることが可能となる。中国法上の会社分割には存続分割と解散分割の2つがある。すなわち1つの会社が2つ以上の会社に分割され、元の会社も継続して存続する存続分割と、1つの会社が2つ以上の会社に分割され、元の会社が解散し2つ以上の新しい会社が設立される解散分割である。日本法における吸収分割のような制度はない。なお実務上は、存続分割の方が、手続きが簡便であるといわれている。

2 手続の流れについて

解散については、会社法第9章に規定されている。「外商投資企業の合併及び分割に関する規定」¹は、外商投資法施行後も廃止されておらず現時点においてもなお有効である。しかし外商投資法施行後、外資企業についても市場参入ネガティブリストに記載のない限り、原則として内資企業と同様の取扱いがなされるようになっている。そのため、いわゆる商務部門による認可は必要がなくなったと思われる。したがって市場参入ネガティブリストに記載のない業種については、基本的には会社法に従って解散の手続が行われることになる。

解散の大きな流れは以下のとおりである。

(1) 分割計画案の作成

会社の株主総会又は董事会は、会社の分割計画案を策定し、分割の目的、資産・負債の処分、人員の配置、実施計画等の全体計画を立案するとされており、一般的には以下の事項を決定するとされている。

- ① 会社分割の基準日
- ② 資産分割の方案
- ③ 業務、資産、債務の承継と分割
- ④ 人員の配置の方案
- ⑤ 過渡期の手配
- ⑥ 資産の引渡し

¹ 「关于外商投资企业合并与分立的规定（2001年修订）」なお、2015年の商務部の「商務部关于修改部分规章和规范性文件的规定」を受けて一部修正されている。

⑦ 異議のある株主の株式取得の手配

⑧ 特別事項の手配

(2) 貸借対照表・財産目録の作成

会社分割に伴い財産が分割されるため、貸借対照表と財産目録を作成する。

(3) 分割協議書案の作成

会社の分割に関する分割協議書案を作成する。主に以下の条項を含む必要があるとされている（合併分割規定第24条）

- ① 分割協議の当事者の名称、住所、法定代表者
- ② 分割後の会社の登録資本
- ③ 分割方式
- ④ 分割による財産の分割に関する方案
- ⑤ 分割による債権債務の承継に関する方案
- ⑥ 従業員の処遇
- ⑦ 違約責任
- ⑧ 紛争解決方法
- ⑨ 締結場所・締結日
- ⑩ その他の重要事項

(4) 株主総会決議

株主総会を開催し、3分の2以上の議決権を有する株主の特別決議によって会社分割を承認する。

(5) 分割協議書の締結

会社は株主らとの間で分割協議書を締結する。

(6) 債権者への通知と公告

会社は分割決議の日から10日以内に債権者に通知し、30日以内に新聞に公告しなければならない。

(7) 財産の分割及び財産の移転

債権者への通知と債権者保護手続きの完了後、資産の分割と財産の移転を行うこととなる。

(8) 工商変更登記

会社の解散に伴い、登記機関において変更登記手続を行う必要がある。

(9) 税務・通関などの変更登記

工商登記が完了してから30日以内に、税務、通関、外貨管理、土地管理などの変更登記を行う必要がある

（合併分割規定第37条）。

(10) 分割に伴い債権・債務が変更したことの公告

新たな営業許可証を取得してから30日以内に、債権者・債務者に対して、債務者・債権者が変更したことを通知し、省レベル以上の新聞に公告を行う（合併分割規定第36条）。



3 会社分割における注意点

(1) 分割前の債権債務

会社が分割する前の債務については、分割後の会社が連帯責任を負うとされる。ただし会社が分割前に債権者と債務の弁済について合意した書面に別途約定がある場合を除くとされている（会社法176条）。

したがって赤字部門を会社分割によって切り出す場合であっても、分割後の会社を債務超過にした上で破産することはできず、業績が悪くとも資産超過の状況にした上で清算しなければ、他の分割後の会社も連帯責任を負うことになり、財務上のインパクトを受けることとなる。

(2) 業法上のライセンス

分割される会社が有している業法上のライセンスは、分割後の会社に当然に承継されるわけではない。会社分割の結果、以前認められていたライセンスの条件を満たさなくなる場合もある。したがって分割後の会社が業務を継続できるようにするため、分割前に分割後の会社が予め業法上のライセンスを即時に取得できるよう準備を進めておく必要がある。

(3) 従業員の取扱い

会社において分割が生じた場合、元の労働契約は引き続き有効であり、労働契約はその権利及び義務を承継する会社に承継される（労働契約法34条）。

会社分割によりどちらの会社に労働者が承継されるのかは労働者にとっても重要な問題であるため、労働契約法4条に定められた従業員代表や労働組合の意見を聞くプロセスを経るべきだという意見もある。

この場合の条件には、賃金はもちろん役職や勤務場所についても含まれると解される。そのため例えば会社と分割後の会社の場所が離れるような場合で、分割前の会社の工場や事務所がなくなる場合などは、「労働契約の締結時によりどころとした客観的状況に重大な変化が生じ、労働契約の履行が不可能となり、協議を経ても労働契約の内容の変更に合意できない場合」に該当するとして、会社側から30日前の予告解除を行い、経済補償金を支払って解雇することが考えられる（労働契約法40条3号）。

会社分割によって従業員の労働条件が大きく変化する可能性があるため労働紛争にならないよう留意して準備する必要がある。

第3 事業譲渡

事業譲渡とは、事業全体（資産、契約、労働者、債権債務等）を一括して譲渡することをいう。中国には日本法上の事業譲渡のような概念が存在しない。しかし事業に関連する資産を譲渡し、労働者を移籍させ、契約関係を巻きなおすことにより、事業譲渡を同じ効果を生じさせることが可能である。

しかしながら、労働契約の移転や仕入先・販売先の契約の移転に関しては、契約の相手方である労働者、仕入先及び販売先が移転に同意する必要があるため、譲受先の会社の信用状態が芳しくない場合には、手続を進めることができない場合がある。したがって、中国において事業譲渡と同様の効果を生じさせるためには、関係先にスキームについて十分に理解してもらい、予め同意を得ておくことが実務上重要である。

以上

具体的な事案に関するお問い合わせ ☒ メールアドレス： info_china@ohebash.com

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。